

(案)

令和 年 月 日

労働者派遣契約（別紙細目）

派遣元の労働者を派遣先に派遣させるにあたって次のとおり合意する。

(派遣先) 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長 永藤 英機

(派遣元)

業務名	医療的ケア看護職員配置業務
業務内容	仕様書のとおり
事業所名称 (事業所単位)	堺市
抵触日	令和9年10月1日
就業場所	仕様書のとおり
業務に伴う 責任の程度	役職を有さないもの
派遣期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
派遣人員	仕様書のとおり
派遣就業日及び休日	派遣就業日：それぞれの幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下これらを「学校」という。）の課業日 休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、長期休業日その他の各学校の休業日
就業時間及び 休憩時間	(1) 仕様書第3項第1号に規定する1号業務（以下単に「1号業務」という。） ①午後の授業がある場合 就業時間6時間（8：45～15：30） 休憩時間45分間 ②4時間授業（給食あり）の場合 就業時間5時間（8：45～13：45） 休憩時間無し ③給食が無い場合 就業時間4時間（8：45～12：45） 休憩時間無し ④その他の場合 就業時間4時間（9：30～13：30） 休憩時間無し 就業時間3時間（8：45～11：45） 休憩時間無し ※ ①から④までのいずれも、始業又は終業の時刻を変更することがある。 (2) 仕様書第3項第2号に規定する2号業務（以下単に「2号業務」という。） ・就業時間8時間 休憩時間1時間以上 ・始業及び終業の時刻は、宿泊学習の実施予定に応じて派遣先が決定する。

(案)

時間外労働	(1) 1号業務 実施する場合がある。その際は5分単位で就業時間を延長し、法定時間を超える労働については1日1.5時間、月30時間を上限とする。 (2) 2号業務 実施する場合がある。その際は、5分単位で就業時間を延長し、法定時間を超える労働については、1日6時間を上限とする。
深夜労働	(1) 1号業務 実施しない。 (2) 2号業務 実施する場合がある。その際は、1日2時間を上限とする。
休日労働	実施する場合がある。法定休日労働については、1カ月に2日を上限とする。
交通費等	支給する。派遣元は、通勤費及び出張等を含む派遣業務に係る全ての経費を負担するため、出張により発生した交通費、宿泊料、使用料等(昼食代を除く。)については、派遣労働者が立て替えるものとし、派遣元が派遣労働者へ実費精算を行った後、派遣先に対して派遣料金と併せて請求するものとする。ただし、これにより難しい事情がある場合は、派遣元が立て替えるものとし、派遣元は派遣先に対して派遣料金と併せて請求するものとする。
安全及び衛生	派遣先は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条から第47条の4までの規定により課された責任を負う。
便宜供与	校長又は園長は、派遣労働者による利用が適当であると認めるときは、学校内の施設を派遣労働者に対し、利用させるものとする。
被服貸与	貸与しない(業務に支障なく市民に不快感を与えない服装で勤務すること)。
指揮命令者	各学校の校長又は園長(指揮命令補助者は、各学校の教頭、主幹教諭等)
派遣先責任者	堺市教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課長 ○○ ○○ 堺市堺区南瓦町3-1 TEL072-340-2323
派遣先苦情担当者	堺市教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課 ○○ ○○ 堺市堺区南瓦町3-1 TEL072-340-2323
派遣元責任者	○○ ○○
派遣元苦情担当者	○○ ○○
派遣労働者名簿	派遣元は派遣労働者の名簿を作成し、派遣先に提出するものとする。
労働者派遣契約の解除の措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、この派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、予め相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連事業所での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、自己の都合によりこの派遣契約の期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元にその旨を予告しなければならない。また、やむをえない場合により契約解除の予告日から契約の解除を行おうとする日ま

(案)

	<p>での期間が30日に満たない場合には、派遣先は予告に必要な30日から実際の予告期間を差し引いた日数分の派遣料に相当する額の補償を行わなければならない。また、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、派遣元事業者が解雇の予告をしないときは、30日分の派遣料に相当する額の補償を行わなければならない。派遣先は当該解除に伴い、派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額を派遣元に支払うものとする。派遣元は、当該解除に伴い、当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させる場合の休業手当又はやむを得ない事由により解雇する場合の解雇予告手当を当該労働者に支払うものとする。</p> <p>(4) 労働者派遣の解除の理由の明示</p> <p>派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。</p>
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	<p>(1) 派遣先は、派遣期間の途中で派遣元の派遣労働者に対し、雇用の勧誘をし、又は雇用をしてはならない。</p> <p>(2) 本契約期間の終了後、派遣先が派遣元の派遣労働者を雇用する場合には、本契約期間終了後の5ヶ月前までに派遣元に申し出るものとする。</p>
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定しない。
部署名 (組織単位)	堺市教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課 堺市堺区南瓦町3-1 TEL 072-340-2323